

平成16年9月28日

各 位

会 社 名 タ カ ノ 株 式 会 社
代 表 者 の
役 職 氏 名 代表取締役社長 鷹 野 準
(コード番号：7885 東証第一部)
問 い 合 せ 先 常 務 取 締 役 野 溝 郁 文
電 話 番 号 0 2 6 5 - 8 5 - 3 1 5 0 (代 表)

自己株式の処分及び株式の売出しに関するお知らせ

平成16年9月28日開催の当社取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の処分にかかる株式売出し

- (1) 処 分 株 式 数 当社普通株式 201,000 株
- (2) 処 分 価 額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により、下記(3)処分方法に記載の売出価格決定日に決定する。
- (3) 処 分 方 法 売出しとし、野村證券株式会社、新光証券株式会社、いちよし証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社及び日興シティグループ証券株式会社（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、売出価格は日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により、売出価格決定日（平成16年10月5日(火)から平成16年10月8日(金)までの間のいずれかの日。以下「売出価格決定日」という。）における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で売出価格決定日に決定する。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より当社に支払われる金額である処分価額を差し引いた額の総額とする。
- (4) 申 込 期 間 平成16年10月12日(火)から平成16年10月14日(木)まで。なお、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は平成16年10月6日(水)から平成16年10月8日(金)までとなる。
- (5) 払 込 期 日 平成16年10月14日(木)から平成16年10月19日(火)までの間のいずれかの日。すなわち、上記(4)申込期間に記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は平成16年10月14日(木)となる。
- (6) 受 渡 期 日 平成16年10月15日(金)から平成16年10月20日(水)までの間のいずれかの日。すなわち、上記(4)申込期間に記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って受渡期日が最も繰り上がった場合は平成16年10月15日(金)となる。なお受渡期日は払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株

ご注意：この文書は自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

- (8) 1. 自己株式の処分にかかる株式売出し、2. 株式売出し（当社株主による売出し）及び3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（以下「本件売出し」と総称する。）並びに4. 第三者割当による自己株式処分に関し必要な一切の行為（処分価額（引受価額）、売出価格、申込期間、その他必要事項の決定を含む。）を為す権限を代表取締役社長 鷹野 準に付与する。
- (9) 本件売出しについては、本日付で証券取引法による有価証券通知書を提出している。

2. 株式売出し（当社株主による売出し）

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 653,000 株
- (2) 売 出 人 及 び 氏名又は名称 売出株式数
- 売 出 株 式 数 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 253,000 株
- コ ク ヨ 株 式 会 社 200,000 株
- 日 本 発 条 株 式 会 社 200,000 株
- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により、売出価格決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で売出価格決定日に決定する。なお、売出価格は1. 自己株式の処分にかかる株式売出し(3)処分方法に記載の売出価格と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 1. 自己株式の処分にかかる株式売出し(3)処分方法に記載の売出方法と同一とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
- 売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額（1. 自己株式の処分にかかる株式売出し(2)処分価額に記載の処分価額と同一とする。）を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 1. 自己株式の処分にかかる株式売出し(4)申込期間に記載の申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 1. 自己株式の処分にかかる株式売出し(6)受渡期日に記載の受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記＜ご参考＞2. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 100,000 株
- なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 及 び 野村證券株式会社 100,000 株
- 売 出 株 式 数
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格決定日に決定する。なお、売出価格は1. 自己株式の処分にかかる株式売出し(3)処分方法及び2. 株式売出し（当社株主による売出し）(3)売出価格に記載の売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 1. 自己株式の処分にかかる株式売出し及び2. 株式売出し（当社株主による売出し）（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）の需要

ご注意：この文書は自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式を自ら売出すものとする。

- (5) 申 込 期 間 1. 自己株式の処分にかかる株式売出し(4)申込期間及び2. 株式売出し(当社株主による売出し)(5)申込期間に記載の申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 1. 自己株式の処分にかかる株式売出し(6)受渡期日及び2. 株式売出し(当社株主による売出し)(6)受渡期日に記載の受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株

4. 第三者割当による自己株式処分 (下記<ご参考>2. を参照のこと。)

- (1) 処 分 株 式 数 当社普通株式 100,000 株
- (2) 処 分 価 額 売価価格決定日に決定する。なお、処分価額は1. 自己株式の処分にかかる株式売出し(2)処分価額に記載の処分価額と同一とする。
- (3) 割 当 先 及 び 割 当 株 式 数 野村證券株式会社 100,000 株
- (4) 申 込 期 間 (申 込 期 日) 平成 16 年 11 月 8 日(月)から平成 16 年 11 月 15 日(月)までの間のいずれかの日。ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して 30 日目の日の翌営業日とする。
- (5) 払 込 期 日 平成 16 年 11 月 9 日(火)から平成 16 年 11 月 16 日(火)までの間のいずれかの日。ただし上記(4)申込期間に記載の申込期間(申込期日)の翌営業日とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成 16 年 11 月 10 日(水)から平成 16 年 11 月 17 日(水)までの間のいずれかの日。ただし上記(5)払込期日に記載の払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記(4)申込期間に記載の申込期間(申込期日)迄に申込みのない株式については、処分を打切るものとする。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

今般、上記株式売出しを実施することといたしました。これは設備資金に充当するため(下記「4. 自己株式の処分による手取金の使途」をご参照ください。)、また当社株式の分布状況の改善と流動性の向上を目的としたものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

今回の株式売出しにおきましては、上記「1. 自己株式の処分にかかる株式売出し」及び上記「2. 株式売出し(当社株主による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しの他に、上記「3. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しを予定しております。

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から 100,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、100,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

ご注意：この文書は自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書(並びに訂正事項)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに際し、野村證券株式会社が上記当社株主より借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成 16 年 9 月 28 日(火)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする 100,000 株の自己株式処分（以下「第三者割当による自己株式処分」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して 30 日目の日の 2 営業日後を払込期日（以下「第三者割当による自己株式処分の払込期日」という。）として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から第三者割当による自己株式処分の払込期日の 5 営業日前までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村證券株式会社は第三者割当による自己株式処分にかかる割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため第三者割当による自己株式処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、第三者割当による自己株式処分における最終的な処分株式数がその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	301,000 株（平成 16 年 8 月 31 日現在）
処分株式数	301,000 株（注）
処分後の自己株式数	0 株（注）

（注）上記「1. 自己株式の処分にかかる株式売出し」の処分株式数に加え上記「4. 第三者割当による自己株式処分」の割当株式数の全株式に対し野村證券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の株式数です。

4. 自己株式の処分による手取金の使途

（1）今回の調達資金の使途

今回の自己株式の処分にかかる手取概算額 314,012,000 円（株式会社東京証券取引所市場第一部における平成 16 年 9 月 17 日(金)現在の終値を基準として算出した見込額）については、株式売出しにかかる自己株式処分と同日付をもって決議された第三者割当による自己株式処分の手取概算額上限 161,200,000 千円と合わせ、手取概算額上限 475,212,000 千円について、全額を設備資金に充当する予定であります。なお、当該第三者割当による自己株式処分における最終的な処分株式数が減少し、又は処分そのものが全く行われない場合には、設備資金の不足分について自己資金を充当する予定であります。

また、設備計画は、平成 16 年 9 月 28 日現在、次のとおりとなっております。

ご注意：この文書は自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出会社	伊那工場 (長野県伊那市)	OEM事業	工場建物等	120	—	自己資金	平成16年9月	平成17年12月	工場建物補修のため、完成後の能力増強はほとんどありません
	伊那工場・下島工場 (長野県伊那市)	OEM事業	椅子製造設備	490	—	自己資金	平成16年7月	平成18年3月	合理化のため、完成後の能力増強はほとんどありません
	宮田工場 (長野県上伊那郡宮田村)	OEM事業	福祉機器製造装置	100	—	自己資金	平成16年4月	平成18年3月	福祉機器関連の新製品にかかる金型投資を行うものであります
	南平工場 (長野県上伊那郡宮田村)	エレクトロニクス関連事業	南平新工場増設	275	—	自己株式の処分資金	平成16年7月	平成16年9月	画像処理検査装置の増産対応を図るものであります (延床面積2,610㎡)
	横浜工場 (横浜市都筑区)	エレクトロニクス関連事業	製品デモ機・受託加工用機械	100	—	自己株式の処分資金	平成16年7月	平成17年9月	レーザ機器等の装置販売のためのデモンストラーション用機械等の充実を図るものであります
	本社 (長野県上伊那郡宮田村)	全社	情報通信機器	325	—	自己株式の処分資金及び自己資金	平成16年4月	平成19年3月	事務の合理化をはかるものであります
	本社 (長野県上伊那郡宮田村)	全社	新製品製造装置	100	—	自己資金	平成16年6月	平成17年8月	新製品にかかる金型投資を行うものであります

(注) 平成16年3月末における横浜工場の設備の概要は、建物及び構築物 52 百万円、機械装置及び運搬具 24 百万円、土地 16 百万円 (3,319 ㎡)、その他 5 百万円、年間リース料 1 百万円、従業員数 12 人 (臨時従業員 4 人) となっております。

以 上

ご注意：この文書は自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。